象付けるためではないか。そうとしか考えられない。それも第５、検審の判断ではなく最高裁が指導したのではないか。だから堂々と公表できた。結局最高裁が法解釈し事務局を指導するのだから何も不思議なことではないといえる。

起訴議決発表後小沢氏が何もわかっていない記者に「密室で決められた」と言った通り、最高裁事務総局刑事局が決めたことである。そもそも法律の条文上は１１人の合議体である検察審査会が議決をするだけでなく、議決書も作ることになっている（法４０条）が、実際は発足当初からずっと検審事務局（事務官）が議決書を作成してきた。これは冒頭の最高裁の事務局への通達が証拠である。はっきりいってしまえば審査会の会議（議決）がなくても議決書を書くのは実務上十分可能なのである。審査会長や審査員又は証人などの意見を議決書に記載する必要はないのだから。

やはり、審査員に足はなかったと言わざるをえない。

―２・第３の疑惑！鳩山元首相事件も架空議決？―

小沢事件や二階事件だけでなく検審事務局が議決書を創作（架空議決）したと思える事件は実は他にもある。小沢事件と同時期に行った鳩山元首相の事件も架空議決だった可能性が高い。当時小沢検

審の陰に隠れ注目されなかったが、実はかなり重大である。最高裁は小沢事件と鳩山事件は事件としては別々に取り扱ったが、審査としてはワンセットと考えていた節がある。わかりやすくいえば二階事件の時の会計責任者と西松社長を同時に審査したのと同じである。一方は「起訴」で、もう一方は「不起訴」にしたケースである。

鳩山事件は東京第４検察審査会が取り扱った。問題の第３、第５と共に新設された部署である。一つの根拠は１０年４月１４日付の神奈川新聞。ここには「首相不起訴。当否で検審今月中にも議決」とあり、特捜部の検事が意見陳述したと書いてある。しかも小沢氏の事件と共に「事件の重大性や審査会メンバーの半数以上が５月に入れ替わることなどからいずれも今月中にも議決される可能性がある」としている。結果その通りになった。鳩山元首相は「不起訴相当」だった。この情報は全国紙には載っておらずいわば神奈川新聞のスクープ記事である。そもそも会議は非公開。いうまでもなく内容を漏らすのは違法である。にもかかわらず検審事務局は議決時期をリークした。本来議決がいつになるか事務局がわかるわけがない。議決は１１人の審査会議が決めるものである。あらかじめ議決日を決めて会議をすることはない。会議の進行状況によっていつになる

かわからないのだから・・・。まして事務局が決めることなど絶対あってはならない。しかし検審事務局は５月にメンバーが入れ替わることを挙げて４月末の議決を仄めかした。会議が行われていればメンバーが入れ替わろうと関係ないはずだ。むしろ新しいメンバーが加わって時間をかけた方が良い。同じメンバーで議決をしなくてはいけない理由はどこにもない。メンバーが替わらなくても審査員が辞退すれば補充員が加わって従来のメンバーではなくなる。必ずしも最初から最後まで１１人が同じとは限らないのである。それに事件の重大性を考えるなら４月に議決する必要は全くない。法律で会議の回数が決められていない以上半年でも１年でも行えばいい。それこそ未来永劫永遠に議論してもいいはずだ。グルグル審査員が替わってその間に時効が完成し、当人も亡くなる。この方が無実の人が刑事被告人になることはない。全ては事務局ではなく１１人の審査会が決めることである。

鳩山事件の場合４月１３日の会議で検事を呼び、４月２１日（この日は鳩山秘書の判決の前日）に議決。そして４月２６日（この日は小沢事件１回目議決の前日）に発表。これを見ると普通に会議が行われたのか怪しくなる。大体議決時期を新聞にリークする必要が

どこにあるのか。しかも議決時期は最大の評議の秘密である。他の審査会の事件を見ても議決結果を公表するだけで、会議の経過を発表することは極めて稀である。しかも検事を呼んだ日にリークしている。まるでしっかり会議を行っているという宣伝をしてるとしか思えなくもない。第一議決がいつになるかなど事務局が答えられるわけがない。小沢氏の事件よりも鳩山事件の方が極めて複雑でわからないはずだ。事件の内容を把握するのはかなり時間がかかる。２、３回の会議では無理である。やはり、小沢氏同様会議が行われていることを印象付けるために意図的に情報を流したのではないか。

鳩山事件も架空議決だったとしか考えられない。

議決結果は「不起訴相当」。不起訴不当にすらならなかった。検察の再捜査もしなくていいということである。検審自ら事件を終結させた。これだけで一般市民の判断ではないことが見てとれる。「総理大臣だから不起訴でいい」と市民が判断することは全くないはずだ。今の日本人なら逆に「総理だから起訴しろ」というのが国民感情だ。これまで政治資金規正法違反事件で審査会に申し立てられた政治家で不起訴相当の議決はない。ほとんど不起訴不当である。こうなったのは現職総理を起訴するのは憲法上難しいことから検審事務局の

司令塔である最高裁ぐらいしか判断できないだろう。また検審事務局に行った捜査報告書も小沢氏と違い捏造したものではなく、元首相の関与を否定するものだった。もともとお金の出所も鳩山家の資産であり献金を受けたわけではない。それだけに事務局も検察の意に沿った議決書も作った。それと何より最高裁の狙いが小沢氏一本だったことも影響している。政権の最高権力者と与党の最大実力者を同時に起訴相当にしなくていいという高度な政治的判断があったと想像できる。これは検審事務局でできることではない。何らかの見えざる手の意思が働いたとしか考えられない。議決日を秘書の判決前日にしたのも偶然ではなく明らかな思惑があったといえる。これにより鳩山元首相は起訴されなかったが、政権には十分なダメージを与えることができた。

一つ間違いなく言えることは捜査段階から鳩山事件は小沢事件とリンクしていたということである。

これを検審事務局や最高裁に向けたら当然反論する。

「間違っている」「そんなことはない」というに決まっている。しかし言葉だけで証拠はない。そうである以上様々な情報に基づいて分析するのは我々国民の側である。